



消防だより

4月の広報テーマ

「林野火災の防止」

119

春の全道火災予防運動

4月20日(日)から30日(水)までの11日間にわたり、春の

火災予防運動を実施します。火災が発生しやすい時季を迎えて、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されています。

火災予防運動の実施に当たって、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめました。



☆住宅防火 いのちを守る

七つのポイント

(二つの習慣・四つの対策)

三つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

四つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

林野火災を防ごう

林野火災は、例年春先に多く発生しています。この時期



に林野火災が多いのは、枯草が地上に積もり、下草が枯れている上、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件が重なっていることと、春先になると火入れが行われたり、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることが考えられます。

失火防止のための

注意

- ・枯草などのある、火災が起りやすい場所ではたき火はしないこと
- ・各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰るなどマナーの向上に努めること

消防水利の除雪のお礼

合は、火気使用は控えること

- ・火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに、消火用の水などを必ず用意すること
- ・強風注意報や乾燥注意報などが発令されている場合は、火気使用は控えること

消防署では、消防水利を冬季間に有効に活用するため、定期的に水利点検を行い、降雪があれば除雪を行っています。職員が巡回すると、すでに除雪が完了しきれいになっている所が数箇所あり、ご近所の方のご協力によるものと思っております。

今年も寒い中、消防水利の除雪にご協力いただきまして、この紙面をお借りしまして心からお礼申し上げます。

本町地区以外の火災時のサイレン吹鳴召集について

洞爺湖温泉・月浦・花和地区の火災時に消防団員を召集

するにあたり、有珠山噴火にともない洞爺湖温泉地区の消防団員の減少と本町地区への移転により人員の確保が困難となったことから、本町地区のサイレンを吹鳴し、第1分団の団員を召集して洞爺湖温泉地区及び月浦・花和地区の火災時の消火活動を行うこととしました。

また、第1分団及び第2分団で本町地区に居住している団員は、サイレン吹鳴時に本町地区での火災現場が確認できないときは、消防署に集合すること。

洞爺湖温泉地区及び月浦・花和地区火災時のサイレン吹鳴召集開始は、平成20年4月1日より実施いたしますのでよろしくお願いいたします。

統一標語

「火は見る

あなたが離れる

その時を」

fire

2月の

●火災件数 0件
●救急件数 29件

